

**平成28年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
<p>第二 監視指導の実施体制等に関する事項</p>	<p>3 農林水産部局等他部局との連携体制 (4) 学校給食の安全性確保に係る連携 【P4】</p>	<p>委託業者への情報提供は行っていませんが、給食で使用される食材については、教育委員会学校保健課が一括して管理しており、収去検査で基準値を超えたものが給食に使用されることはありません。 委託業者には保健所が定期的に立入検査を行い、安全管理に努めています。</p>
<p>第三 監視指導の実施に関する事項</p>	<p>1 監視指導の実施に関する基本的事項 (3) 広域流通食品等事業者に対する監視指導事項 【P6】</p>	<p>産廃業者の立ち入り検査については、廃棄物処理法を所管する環境局産業廃棄物対策課が実施しています。 今後も環境局と適宜情報を共有し、市内の事業者において同様の事例が確認された場合は、産業廃棄物対策課と連携して対応していきます。 なお、今回の事件を受けて市内の産廃業者の立ち入りを行った結果、違反はありませんでした。</p>
<p>2 平成28年度の監視指導内容 (1) 重点対策 ② ノロウイルス食中毒予防対策事業 【P8】</p>	<p>市内各地でかき小屋が営業をおこなっている。かき小屋は客が自ら焼くスタイルが多く、衛生管理の徹底が行き届かないのではないかと。従業員による二次感染だけでなく、客同士による二次感染も防止することが大切である。店内での張り紙等によって手洗いや食中毒防止の啓発をすすめるよう指導を行っていただきたい。</p>	<p>ノロウイルス食中毒を予防するため、食品等事業者に対して、感染していても症状の出ない従事者がいることを前提に、手指・器具の消毒、健康管理、食品の衛生的な取扱い等を指導しています。また、二次感染対策として、嘔吐物等の適切な処理やノロウイルス対策に有効な次亜塩素酸ナトリウム液の使用等に関する指導に力を入れています。 今後、店内にも貼れるようなチラシの作成を検討します。</p>
<p>2 平成28年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ① 輸入食品安全性確保事業 【P9】</p>	<p>2016年1月19日に行われた「食品安全シンポジウム」での参加者アンケートによると、「食品の安全」について不安を感じているものが最も回答数が多かったものが輸入食品となっている。このことから、輸入食品の安全性確保事業の成果は、重点的・積極的に公表し、市民の安心に寄与していただきたい。 また、対象施設には市内にもたくさんある輸入食品専門店も加えることを望む。</p>	<p>輸入食品については、年間200件を目安に収去検査を行い、その結果は食品衛生監視指導計画実施結果で報告しています。 また、輸入食品専門店については対象施設になっておりますが、ご指摘を受けて対象施設に「輸入食品専門店」を追記しました。</p>
<p>2 平成28年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ② 獣畜等の処理の適正確保事業 【P9】</p>	<p>と畜場を通さず流通している食肉（イノシシ等）の安全性の確保は大丈夫か？流通経路の把握と検査の実施をしていただきたい。</p>	<p>市内にイノシシ等の野生鳥獣の肉を処理する施設はなく、流通量はごく少量であるため、検査は実施しておりません。 ただし、野生鳥獣の肉については、E型肝炎ウイルスや寄生虫等による食中毒のリスクがあるため、事業者や消費者に対して、野生鳥獣の肉は十分加熱するよう指導・周知を行っており、今後も徹底してまいります。</p>

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	
	<p>2 平成28年度の監視指導内容 (2)市内流通食品の衛生対策 ⑦加工食品等の安全性確保事業 【P11】</p>	<p>最近ではコンビニチェーン店の多くが、店内調理での加工食品を販売しており、その多くの調理は、経験や知識の浅いアルバイト店員が行っている。別表3および別表4にコンビニチェーン店を明記し、衛生管理や立ち入り検査および監視指導をおこなっていただきたい。</p>	<p>コンビニエンスストアにも監視指導を行っておりますので、ご指摘を受けて、別表3に「コンビニエンスストア」を追記しました。</p>
<p>第四 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項</p>	<p>2 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進 ④食品等事業者に対する危害分析重要管理点方式（HACCP）導入の推進 【P15】</p>	<p>営業者にとっては厳しい基準になると思うが、消費者もこのことについて学習し双方にとってより良いものにしていくことが大事ではないか。 市がすすめるHACCP導入型基準について、事業者だけでなく、消費者に対しても講習会等を実施していただきたい。</p>	<p>個別でご要望に応じますので、保健所にご連絡ください。</p>
<p>第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p>	<p>1 市民との情報及び意見の交換の実施 ②食品安全シンポジウム 【P16】</p>	<p>市が毎年開催している「食品安全シンポジウム」は、消費者と専門家、食品事業者が共に意見を交換できる場として、とても重要であり有意義なものである。しかし参加者アンケートによると、参加者構成では「消費者」は26.4%と、全体の四分の一でしかない。また参加者の年齢分布では「60歳以上」が81.8%と、極端な偏りとなっている。 今後の開催のあり方について再検討していただき、幅広い年代の消費者が参加し、今以上に有意義なシンポジウムになることを望む。</p>	<p>シンポジウム等リスクコミュニケーションへの参加者の偏りについては、市としても課題と考えています。 幅広い世代に参加していただけるよう、開催日程や内容について検討してまいります。</p>
	<p>2 市民への食品等による危害発生防止のための情報提供 【P17】</p>	<p>ウエルシュ菌、ヒスタミン中毒、植物性自然毒など消費者にあまり知られていない食中毒について、具体的に原因や症状についてお知らせしてほしい。 市ではノロウイルスによる食中毒は、平成24年に3件、25年に1件、26年と27年は0件と減少しており、監視指導の効果が表れていると言える。しかし「新型ノロウイルス」が流行するなど、今後も食中毒を防ぐためには、事業者同様に消費者への啓発も重要になると考える。</p> <p>食中毒予防についての事業はあるが、罹ってしまった場合の対処法についても消費者に伝えるべきではないか？</p>	<p>ウエルシュ菌を含む代表的な食中毒菌については、市HPへの情報掲載や出前講義での市民啓発を行っています。 植物性自然毒やヒスタミン中毒については、今後HP掲載等による啓発を検討します。 ノロウイルス食中毒については、ノロウイルスが流行する冬季に、時期に合わせた内容での衛生講習会の開催や、市政だより・報道機関を活用した情報提供等を行っています。 平成27年度は、11月15日号の市政だより「ノロウイルス食中毒にご注意を！」という記事を掲載し、効果的な手洗いの方法や消毒方法等を紹介しました。</p> <p>出前講義や市政だより、市HPで食中毒に罹った時の応急手当や、他人にうつさない方法などをお知らせしています。 なお、食中毒が疑われる場合は速やかに病院を受診してください。</p>

意見の項目		意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
その他	全体を通して	毎年、法令や食中毒事案の発生状況などは変化していると思われる。監視指導計画においては、それらを十分に反映したものであるべきと考えることから、前年度の監視指導計画からどこが変更になって、どこが重点課題なのか、変更点を分かりやすく記載していただきたい。	ご指摘を受け、計画（案）公表時に、監視指導計画の前年度からの変更点の概要も作成し公表することとします。
	その他	<p>現在はテレビや新聞だけでなく、ネットなどでの情報も多く、一般消費者は何を信じていいのかわからないというのが実情だと思う。</p> <p>たとえば、熟成肉や生っぽいステーキなどは大丈夫なのだろうか？ 機能性表示食品や漢方薬、アロマやサプリメントなどは、各々は大丈夫でも、一緒に摂取することによる弊害はないのか？ などの疑問についても、市民に分かりやすく、正確な情報の発信源となってもらいたい。</p>	<p>現在、いろいろな食品が出回っていますが、各々の安全性については証明されていないものもあります。何を摂取するかは個人の判断に委ねられており、個々の食品等について、行政が全てを把握し情報発信することは難しいのが現状です。</p> <p>健康維持のためには、特定の食品に頼らず、バランスよく食べることが大事と考えます。</p> <p>なお、当該食品を原因とする健康被害が疑われた場合は、保健所にご相談ください。</p>
		機能性表示食品制度が開始され、表示が頼りの消費者にとって摂取することで健康被害が出ないか不安視する声がある。その声は消費者だけでなくメーカーにとっても重要なことと考える。市民が相談等が出来る部署の設置をお願いしたい。	<p>機能性表示食品制度とは、企業が科学的根拠に基づくデータを備え、消費者に説明できるのであれば、自らの責任で食品の機能性に関する表示が可能とされる制度で、消費者庁長官による個別審査を経ないという点で「特定保健用食品」とは大きく異なります。そのため、個別の機能性表示食品について行政も把握しておらず、相談等が出来る部署の設置は難しいのが現状です。</p> <p>当該食品を原因とする健康被害が疑われる場合は、保健所にご相談下さい。</p> <p>いただいたご意見については、関係部署にも情報提供させていただきます。</p>